

# 「公的年金制度」の解説

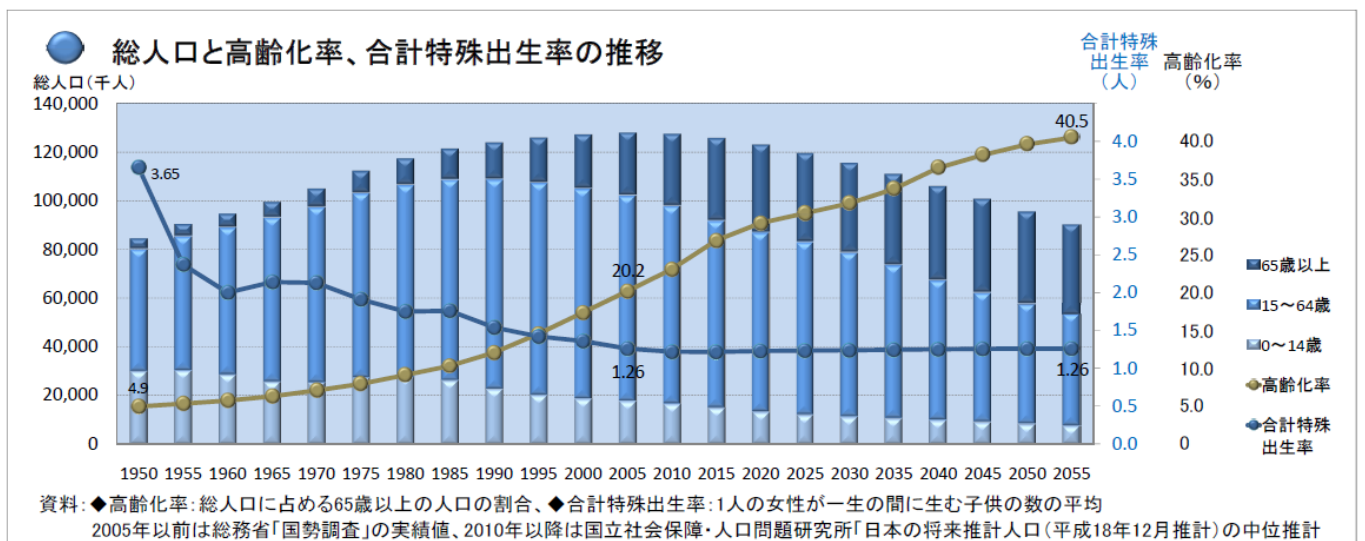
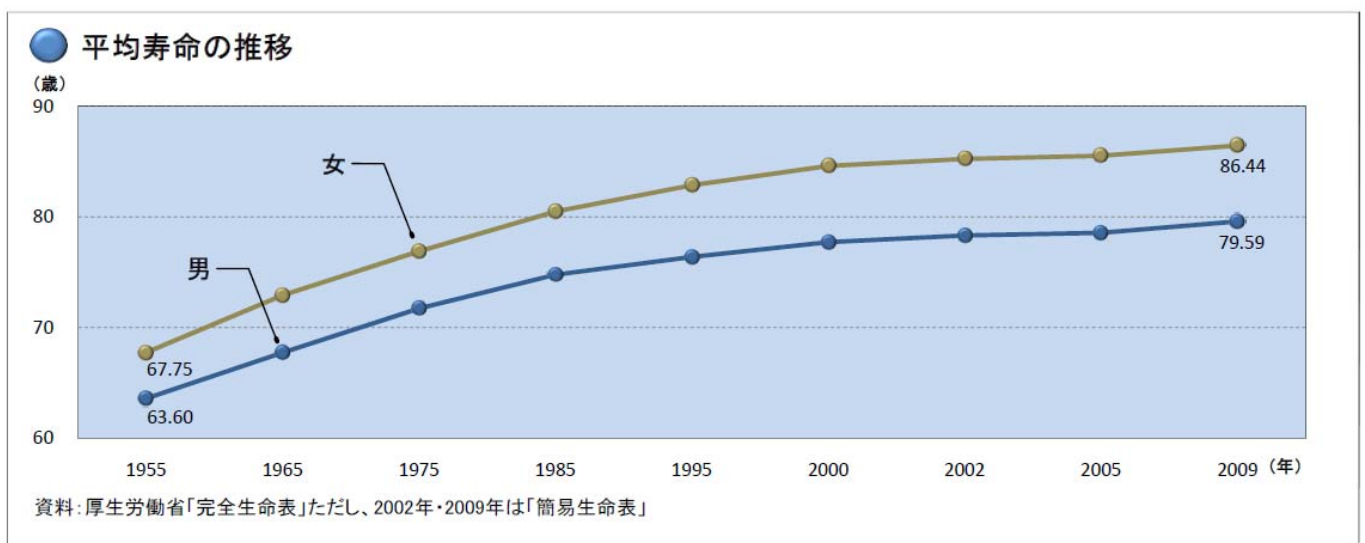
## 公的年金制度とは？

### ○ 少子高齢化時代に対応

わが国の平均寿命は世界一の水準に達しています。また、核家族化や就業形態の変化などの大きな社会構造の変化により、個人の貯蓄はもとより子供による私的な扶養だけで老後の生活を送ることが難しくなってきました。

個人の自助努力によって老後に備えることは大切ですが、物価や資産価値の変動など経済情勢の変化を的確に予想することは困難であることや、個人個人にとって何歳まで生きられるのかは不確実であることなどを考えれば、個人の自助努力のみで生活設計を完全に行うことには限界があります。

公的年金制度は、このような状況の中で、長い老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支えていく仕組みが必要であるという考え方のもとで形成されてきた制度です。



# 公的年金制度の必要性！

## ○ もし公的年金がなかったら

かつての日本では、祖父母、父母、子供たちが一緒に暮らし、その中で家族が高齢者を扶養することが一般的でした。しかし、こうした「私的扶養」は、次のような社会構造の変化を背景に次第に現実的ではなくなってきました。

### ● 少子化・核家族化の進行

少子化・核家族化の進行によって、高齢者だけの世帯やお年寄りの一人暮らしが増えています。それだけ老後の生活を自分の子供に頼ることが難しくなっているのです。

### ● サラリーマン世帯の増加

就業形態が変化し、定年と同時に収入がなくなるサラリーマン世帯が増えたことによって、老後の経済不安は深刻になっています。

### ● 経済変動を的確に予測することは困難

何十年も先におとすれる老後、どんな経済状況になっているかの確に予測することは困難です。将来、今の一万円の重みがどれだけ変化しているか、正確に予測することは難しいのです。

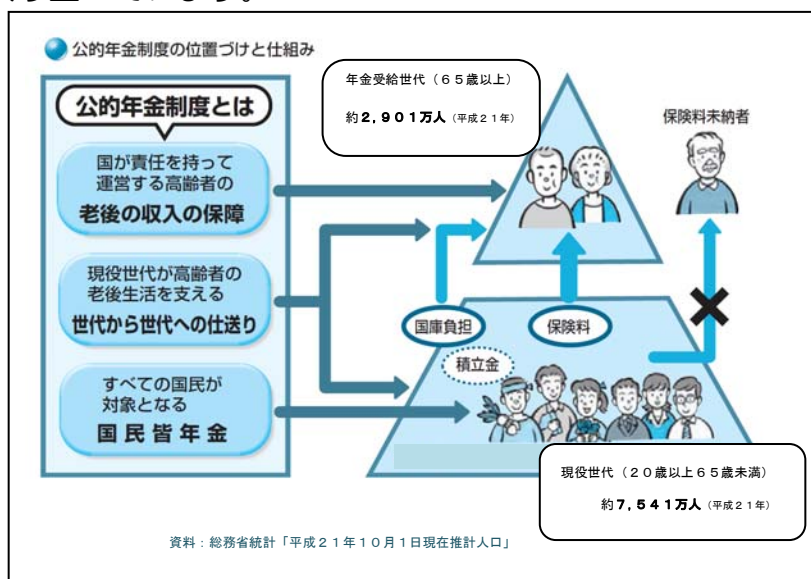
もし、公的年金制度がなかったらどうなるでしょう。現役世代は、自分の子供を育てつつ、両親に仕送りし、自分の老後の備えも行う必要が生じてきます。

# 公的年金制度の仕組み？

## ○ 社会保険方式

公的年金制度は、社会保険方式をとっており、保険料を基本として国庫負担（税金）を組み合わせることで安定的に運営しています。

年金給付に要する費用は、加入者（現役世代）の支払う保険料及び国庫負担（税金）によって成り立っています。



国民年金（基礎年金）への国庫負担は2分の1となっています。

社会保険方式は、老齢、障害及び死亡という事故に備えてあらかじめ保険料を拠出し、これらの事故が起きた際に保険料を財源として年金給付を行うというものです。原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません。

## ○ 基礎年金と上乘せ年金の2階建て

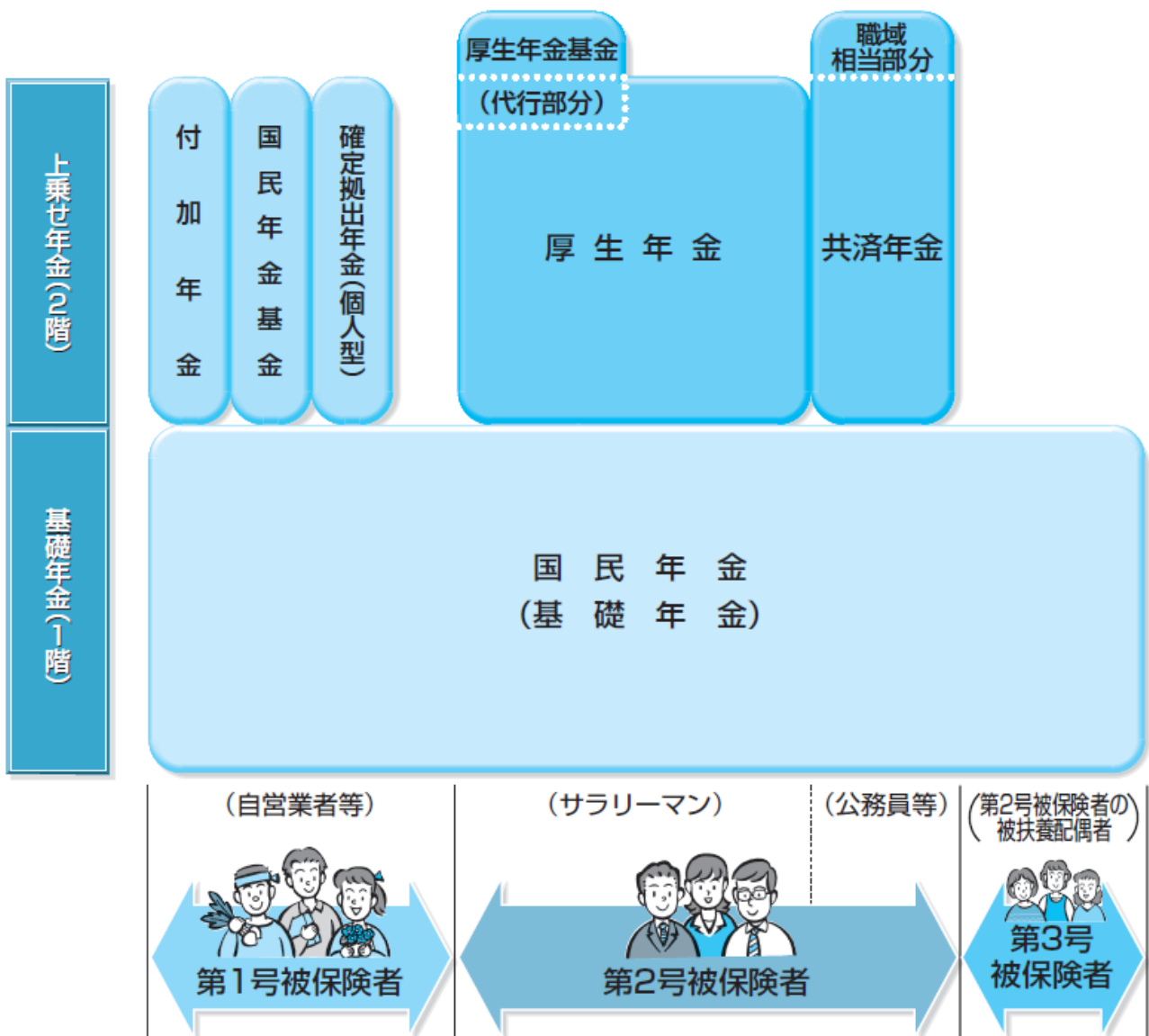
わが国の年金制度は、従来サラリーマンを対象とする厚生年金、公務員などを対象とする共済年金、自営業者などを対象とする国民年金というように分立していました。

しかし、分立した制度体系のままでは、就業構造や、産業構造の変化により財政基盤が不安定になり、長期的安定が図れません。また、加入している制度により給付や負担に不公平が生じる恐れがあります。

そのため、昭和60年の法律改正により、国民年金の適用の範囲がすべての国民に拡大され、厚生年金や、共済年金の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者とすることになりました。

したがって、厚生年金や共済年金の被保険者は、引き続き厚生年金または共済組合にも加入することになり、同時に二つの年金制度に加入することになっています。

● 年金制度の体系図



## ○ 国民年金（基礎年金）の加入者

国民年金(基礎年金)には、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。学生であっても20歳になったら加入しなければなりません。



### 第1号被保険者

**対 象：**20歳以上60歳未満の農林業・自営業・学生などの人  
**手 続：**市区町村役場に届け出ます。  
**保険料：**各自が個別に納付します。  
 (平成23年度は月15,020円)



### 第2号被保険者

**対 象：**民間の会社員(厚生年金に加入)や公務員等  
**手 続：**勤め先で手続きを行います。  
**保険料：**給与等から天引き  
 (標準報酬月額×保険料率を労使で折半)  
 (保険料率：平成23年9月～平成24年8月までは16.412%)



### 第3号被保険者

**対 象：**第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で年収130万円未満の人  
**手 続：**配偶者の勤め先経由で届け出ます。  
 (健康保険の被扶養者届と一緒に申請します)  
**保険料：**納付する必要はありません。

## ○ 年金の給付は大きく分けて3種類

年金というと、「お年寄りのためのもの」と思ってしまいがちですが、若い人にとっても意外と身近なものです。

- ①公的年金は、自分の老後を支えるとともに、親の老後も支えてくれます。
- ②一家の働き手が亡くなった時には「遺族年金」が、思わぬ事故や病気で障害が残ったときには「障害年金」が支給されます。

### 老齢年金

65歳になると、国民年金から「老齢基礎年金」を終身受け取ることができます。

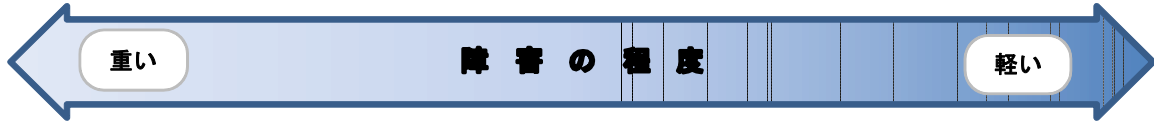
国民年金制度では、日本国内に住んでいる20歳から60歳未満のすべての人が加入し保険料を納めていただくことになっています。保険料を納めた期間が長ければ長いほど(上限は480月)、それだけ老後に受け取る年金も多くなります。(平成23年度の年金額は、788,900円)。逆に、保険料を納めた期間が短ければ受け取る年金も少なくなり、その期間が25年に満たない場合には年金を受け取ることができない場合があります。

※ 厚生年金に加入していた期間については「老齢厚生年金」が上乗せされます。年金額は、加入期間の長さや給料に応じて決まります。

# 障害年金

病気やけがで障害が残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。

厚生年金に加入している場合は「障害厚生年金」が上乗せされます。



	1 級 障 害	2 級 障 害	3 級 障 害	
上乗せ年金 (2 階)	障害厚生年金 (1 級)	障害厚生年金 (2 級)	障害厚生年金 (3 級)	障害手当金
	配偶者の加給年金	配偶者の加給年金		
	障害基礎年金 (1 級) 年 986,100 円	障害基礎年金 (2 級) 年 788,900 円		
基礎年金 (1 階)	子の加算 (第 1・2 子) 各 年 227,000 円	子の加算 (第 1・2 子) 各 年 227,000 円		
		※子の加算は、第 3 子以降は 各 年 75,600 円		



# 遺族年金

一家の働き手が亡くなったとき、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が上乗せされます。

	子のいる妻に支給	子に支給	子のない中高齢の妻に支給	その他の人に支給
上乗せ年金 (2 階)			中高齢寡婦加算	
	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金
	遺族基礎年金 年 788,900 円	遺族基礎年金 年 788,900 円		
基礎年金 (1 階)	子の加算 (第 1・2 子) 各 年 227,000 円	子の加算 (第 1・2 子) 各 年 227,000 円		



※子の加算は、第 3 子以降は各 年 75,600 円

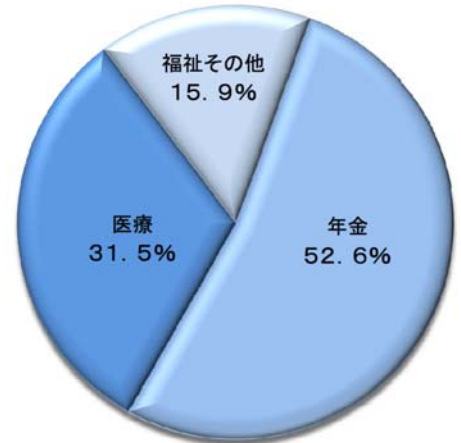
## ○ 老後の生活の基本部分をガッチリ支える

老後の生活実態を見ても、公的年金や恩給を受給している高齢者世帯の63.5%の世帯が公的年金や恩給のみで生活しています。また、公的年金は高齢者世帯の平均所得の70.6%を占めており、老後生活の主要な柱としてなくてはならない存在となっています。

また、公的年金は、わが国の社会保障給付費の半分以上を占めており、暮らしを支える大きな力となっていることがわかります。

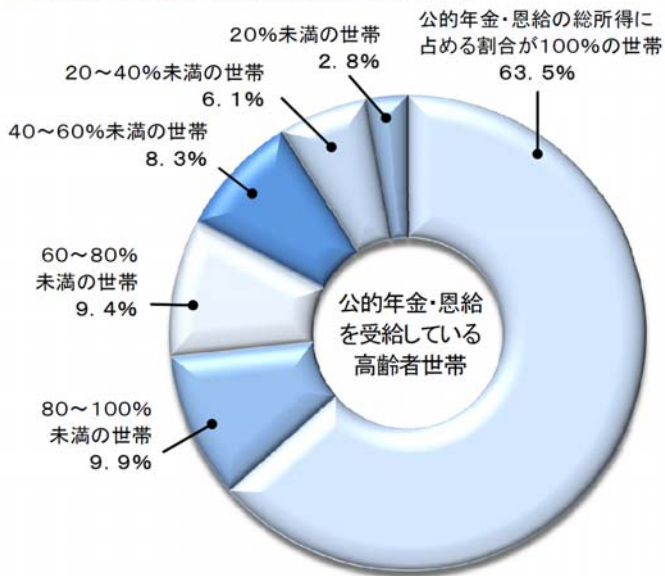


● 社会保障給付費の構成割合(平成20年度)



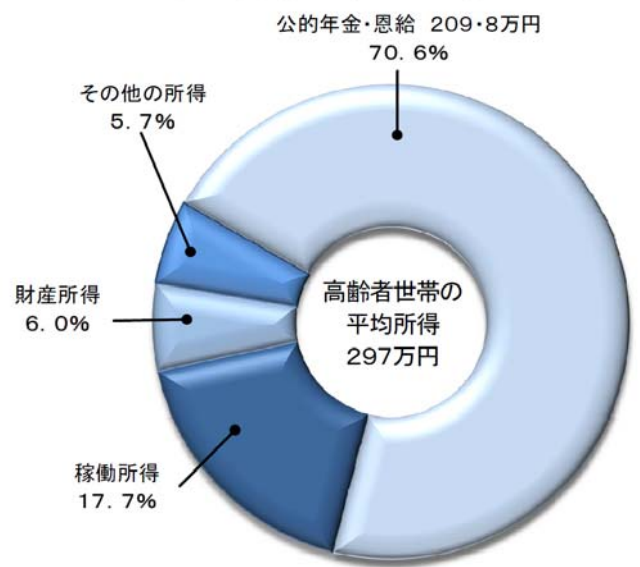
資料: 国立社会保障・人口問題研究所  
「平成20年度 社会保障給付費」

● 約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



資料: 厚生労働省「平成21年 国民生活基礎調査」

● 年金は高齢者世帯の収入の約7割



資料: 厚生労働省「平成21年 国民生活基礎調査」